

有料老人ホームにおける望ましいサービス提供のあり方に関する検討会 (第8回) における意見

公益社団法人 日本看護協会
田母神 裕美

資料3について、以下のとおり意見を述べます。

(意見)

・「1. 登録基準等について」21 ページの論点2つ目ですが、これまでの検討会では、住宅型の入居者について、要介護度3以上の方が全体の55.9%、医療処置を要する方が10%であり、中重度の要介護者や医療ニーズを有する方が一定数入居されていることをお示しいただいております。また、多くのホームで看取りにも対応しています。

中重度の要介護者の方や医療ニーズを有する方は、常時介護が必要である場合や状態変化の可能性が高い場合が多く、介護や看護職員などの人員配置が極めて重要です。

本日の資料3 15 ページにおいて、要介護度や規模等を問わず全体で、専従の看護職員がいる施設は20.3%、併設事業所等との兼務の看護職員がいる施設は43.1%、いずれもない33.1%とお示しいただいております。入居者の状態に応じたケアを提供する体制を整備するために、登録制の対象となるホームについては、介護および看護職員の最低限の人員配置を明示すべきです。加えて、現に入居している中重度の要介護者等の数に応じた人員配置を検討する必要があると考えます。ただし、小規模のホームの場合は外部サービスとの連携となることもやむを得ないと考えます。併せて、昨年11月の本検討会とりまとめにも示されている、住宅型有料老人ホームの特定施設への移行の選択肢に関しては、現在の特定施設の2類型で十分であるのか、新たな類型を設けるのかについて検討が必要であると考えます。

また、20 ページに示されております事故報告の取扱いについて、現在、国において事故報告様式等の整理が進められておりますが、入居者の安全確保や事故発生の防止の観点からも、住宅型においても事故報告のあり方の検討は必要と考えます。

・「3. 登録制の対象となるホームの範囲について」40 ページ1つ目の論点について、「中重度ではない要介護者であって、一定の認知症や医療ニーズを有し、中

重度の要介護者に類すると考えられる方を入居対象にするホームについても登録制の対象とすること」に賛同いたします。

37 ページの認知症高齢者の入居状況では、住宅型の場合、日常生活自立度「Ⅱ」以上の割合が 58.4%と特定施設と比較して高い状況です。また、これまでの検討会でお示しいただいておりますように、医療処置を要する入居者の割合については、特定施設と同程度となっています。

このような状況を鑑み、39 ページ「医療が必要な方についての検討の視点」については、お示しいただいている特定施設の「入居継続支援加算」や介護医療院の基本報酬、さらに、訪問看護の別表第 7・別表第 8 に定められている医療ニーズの高い状態や疾病などを参考として対象範囲を整理するなど、枠組みの検討が必要であると考えます。